

個人市県民税が改正されます

①地震保険料控除の創設 損害保険料控除が廃止

所得税法等の改正により、平成19年1月から「地震保険料控除」が創設され、所得税は平成19年分以後、住民税(個人市県民税)は平成20年度分以後について適用されることになりました。現行の火災保険や傷害保険などに對する損害保険料控除は、廃止されますが、一部経過措置があります。

◆損害保険料控除の廃止に伴う経過措置

保険期間が10年以上の満期返れい金が支払われる長期損害保険契約で、平成18年12月31日以前の保険始期のもは、損害保険料控除の対象となります。ただし、地震保険料控除と損害保険料控除をあわせて適用する場合は、地震保険料控除額が限度額となります。

②税源移譲に伴う 住宅ローン控除

国から地方への税源移譲による所得税と個人市県民税の税率改正で所得税を控除できる住宅ローン控除が減額になる場合があります。

所得税の税率改正前の住宅ローン控除金額を補償するため、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある場合は、申告書提出により翌年度の個人市県民税(所得割)から控除できる制度が設けられます。

※平成20年度から平成28年度分の個人市県民税に適用

○対象

平成11年から平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除の適用を受ける方のうち、税源移譲により所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある方
※所得税の住宅ローン控除適用後に、所得税額が0となる方は該当する可能性があります。

○申告書の提出

平成19年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合は、次の区分により提出してください。

①確定申告をする方

確定申告書提出の際に申告書を添付してください。

②確定申告をしない方

源泉徴収票と申告書を市に提出してください。

・提出期限日

平成20年3月17日(月)

・提出書類

住宅借入金等特別税額控除申告書

③平成19年に所得が減って所得税が課されなくなった方の経過措置

税源移譲により、平成19年度分の個人市県民税(平成18年中の所得で計算)で税負担の増加の影響を受ける方のうち、平成19年中の所得が減って所得税がかからなくなった方は、平成18年中と平成19年中の所得の変動による負担増を調整するため、平成19年度分個人市県民税を減額する経過措置が設けられます。
※平成19年度分の個人市県民税にのみ適用

○対象

下記のとおり

○申告書の提出

・提出期間

平成20年7月1日(火)から31日(木)まで

・提出先

平成19年1月1日現在の住所地の市町村

・提出書類

平成19年度分市県民税減額申告書

○対象…次の①と②の両方に該当する方

- ①平成19年度分個人市県民税の課税所得金額(申告分離課税分を除く) > 所得税との人的控除額の差の合計額
- ②平成20年度分個人市県民税の課税所得金額(申告分離課税分を含む) ≤ 所得税との人的控除額の差の合計額

〈減額の計算方法〉

(平成19年度分個人市県民税合計課税所得金額に税源移譲後の税率を乗じた額 - 調整控除額) - (平成19年度分個人市県民税合計課税所得金額に税源移譲前の税率を乗じた額)

→平成19年度分の個人市県民税を既に納付済みの方は、還付します。

◎問い合わせ先 神崎市役所 税務課 ☎37-0114

地域の防災リーダーを募集 （消防団・女性消防団）

消防団は、地域に密着した消防機関です。火災時の消火活動だけでなく、風水害や地震などの災害時に出動するなど、地域の安全安心を守るために活動しています。

また、女性消防団も活躍しており、火災予防や地域防災などの広報・啓発を主体に活動しています。

神崎市を安全で安心できる住みよいまちにするため、皆さんの力が必要です。あなたも地域の防災リーダーとして活動してみませんか。

○主な活動

- ・火災が発生した場合に消防署と協力して消火活動
- ・風水害や地震などの災害時に広報活動、救助活動
- ・火災予防、地域防災に関する広報・啓発
- ・消防団や市が行う訓練や式典への参加 など

○入団資格

- ・市内に居住または勤務している方
- ・年齢満18歳以上（平成20年4月1日現在）の方
- ・地域防災への熱意があり、健康である方



▶火災予防の啓発活動
(11月～12月)



▶文化財防護訓練（2月）

◎申込・問い合わせ先

- 神崎市役所 総務課
☎ 37-0100
- 千代田総合支所 総務企画課
☎ 44-2111
- 脊振総合支所 総務企画課
☎ 59-2111

飲酒運転根絶へ

飲酒運転の危険性

平成19年9月19日施行の道路交通法改正では、いまだになくならない飲酒運転や飲酒運転を隠そうとする悪質な運転者（ひき逃げ）に対する罰則強化のほか、これまで罰則がなかった車両提供や酒類提供、また飲酒運転車両への同乗についても新たに罰則が設けられました。

年末年始にかけて飲酒の機会が増えます。

地域から家庭から飲酒運転をしない・させないようにしましょう。

身体に取り込まれたアルコールは判断力や注意力、運動能力を低下させます。

アルコールが運転に及ぼす影響は、見た目だけではわからないものです。

飲酒運転は自分の意思、飲酒し運転することに「つい」や「うっかり」はありません。

「のんだら のるな」「のるなのむな」を徹底しましょう。

●酒酔い運転

- 「運転者」「車両提供者」
5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 「酒類提供者」「同乗者」
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

●酒気帯び運転

- 「運転者」「車両提供者」
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 「酒類提供者」「同乗者」
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

●危険運転致死傷罪

飲酒運転など、故意に危険・悪質な運転をして人を死傷させた者は、危険運転致死傷罪の適用を受け、最長20年の懲役が科せられます。

毎月**25日**は、
飲酒運転根絶の日

飲んだら乗らない!

佐賀県交通対策協議会・神崎市

飲酒運転させない!
「地域」から「家庭」から

- ・お酒を飲んだら絶対に運転しない。
- ・お酒を飲んだ人には車を貸さない。
- ・運転する人にはお酒を出さない。勧めない。
- ・お酒を飲んだ人には運転をさせない。同乗しない。

